

「いじめ防止基本方針」

大阪市立加美中学校

2026年度

いじめ防止基本方針

大阪市立加美中学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは人権に関わる重大な問題である。それにより、将来に渡って人の心身を傷つけ、健全な育成に大きく影響を及ぼしかねないものである。全教職員が、いじめが許されない行為であり、許さない環境づくりを継続して行っていくことが大切である。

ひとりひとりの生徒を、それぞれの個性を持った存在として尊重して、生徒の健全な育成を支援するような生徒観や指導観を持って、いじめ防止にあたるように努める。

また本校では「安心・安全な学校」「学力・体力の向上」「人権尊重の精神」を学校理念（使命）として掲げている。その理念のもと、あらゆる教育場面において、自らを高め、他者を思いやる心を養い、いじめは重大な人権侵害問題であるという認識を育むように努める。これをもっていじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、生活指導部長、各学年主任、養護教諭
人権・同和教育担当、スクールカウンセラー
及び必要に応じて 当該生徒担任、部活動顧問

(3) 役割

- ① いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめの対応
- ④ 年間計画の企画、実施
- ⑤ 教職員の資質向上のための校内研修
- ⑥ 各取り組みの有効性の検証
- ⑦ 年間計画の進捗状況の確認
- ⑧ いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

※変更・中止等の判断もあり得る。

	1年	2年	3年	学校全体
4月	相談窓口の周知 家庭訪問によって把握された生徒状況の集約	相談窓口の周知 家庭訪問によって把握された生徒状況の集約	相談窓口の周知 家庭訪問によって把握された生徒状況の集約	
5月	人権・同和教育 いじめのアンケート いじめについて考える日	人権・同和教育 いじめのアンケート いじめについて考える日	人権・同和教育 いじめのアンケート いじめについて考える日 修学旅行	いじめについて考える日
6月	公開授業	公開授業 校外学習	公開授業	公開授業 第1回いじめ対策委員会（アンケート集約及び生徒状況の情報共有）
7月	3者懇談（家庭での様子の把握） いじめのアンケート 夏祭り巡視 （PTAと連携）	3者懇談（家庭での様子の把握） いじめのアンケート 夏祭り巡視 （PTAと連携）	3者懇談（家庭での様子の把握） いじめのアンケート 夏祭り巡視 （PTAと連携）	いじめのアンケート 加美青年健全育成会 夏祭り巡視 （PTAと連携）

	1年	2年	3年	学校全体
8月	地域巡視（PTA地域機関と連携）	地域巡視（PTA地域機関と連携）	地域巡視（PTA地域機関と連携）	地域巡視（PTA地域機関と連携）
9月	文化発表会取り組み 部活動体験 小中連携	文化発表会取り組み 部活動体験 小中連携	文化発表会取り組み 部活動体験 小中連携	第2回いじめ対策委員会（状況報告と取り組みの検証）
10月	文化発表会 運動会 公開授業	文化発表会 運動会 公開授業	文化発表会 運動会 公開授業	文化発表会 運動会 公開授業 地域クリーンキャンペーン
11月	公開授業	公開授業 職場体験	公開授業 進路懇談会（家庭での状況把握）	公開授業 加美青年健全育成会
12月	いじめのアンケート 3者懇談（家庭での様子の把握）	いじめのアンケート 3者懇談（家庭での様子の把握）	いじめのアンケート 3者懇談（家庭での様子の把握）	いじめのアンケート 第3回いじめ対策委員会（アンケート集約及び生徒状況の情報共有）
1月	公開授業	公開授業	公開授業	公開授業
2月	百人一首大会 いじめのアンケート	百人一首大会 いじめのアンケート	いじめのアンケート	いじめのアンケート 第4回いじめ対策委員会（アンケート集約及び生徒状況の情報共有）
3月			卒業式	

5 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、年4回会議を行い、取り組みが計画通りに進んでいるかどうか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証や必要に応じていじめ防止基本方針や計画の見直しなどを行う。

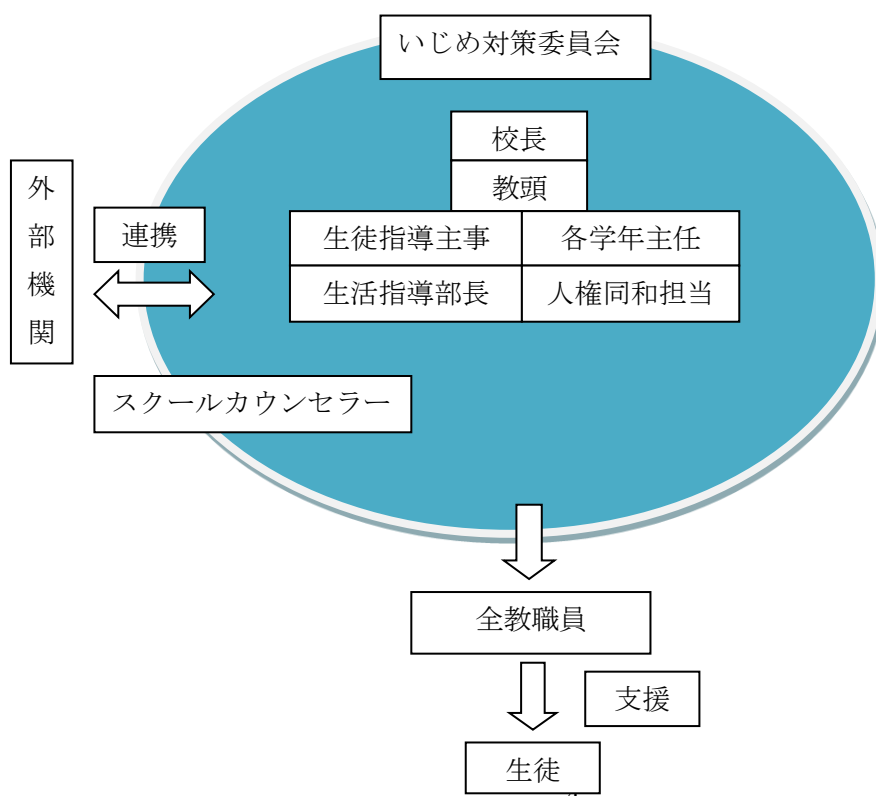
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止のためには、教育・学習の場である学校・学級自体において、人権尊重の意識が徹底され、その精神が常にあるような環境であることが望ましい。また、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持って、いじめの未然防止に取り組まねばならない。それらを基盤として、人権に関する理解や豊かな人権感覚を育む学習活動を各教科や特別活動、道徳の時間など、その特性に合わせあらゆる教育機会をとらえて、総合的に進めていかなければならない。

特に、生徒が他者の痛みや感情を共感できるようになるための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための学習や取り組みを作成する必要がある。そして、そうした取り組みの中で、当事者同士が信頼できる人間関係づくりや人権尊重をしあえる集団として、その質を高めていかなければならない。

2 いじめ防止のための教職員体制



3 いじめ防止のための措置

(1) 普段からいじめについての共通理解を図るために、教職員には適切な研修を企画する。生徒に対しては、いじめについて人権に関わる問題であり自分も関わりのある問題として捉えさせ、加害者にも被害者にもならないように、道徳の時間や人権学習を通して学ばせる。

(2) いじめに向かわない態度や能力を育成するためには、自他の存在を認め合い、尊重しあえる態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションをとれる能力を育てることが大切である。

また、いじめを含む人権教育は、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面で行われるものであり、そのことがいじめの防止につながるという観点から教職員が教育活動に携わる。また、生徒には学校行事や学年行事を通してなるべくたくさん他者とのコミュニケーションの機会を与える。

(3) 指導上の留意点として、いじめが生まれる背景をふまえ、教職員が豊かな人権感覚を持って、生徒一人ひとりを多様な個性を持つ存在として大切に
する視点から指導に当たるとともに、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度を示す必要がある。

また、分かりやすい授業づくりを進めるために、教職員が多忙な中でも教材研究を工夫して重ねるとともに、教員同士の研修授業などで学びあいながら教員自身が指導力の向上を図る。

生徒一人ひとりが活躍できる集団作りを進めるために、集団の中での自己存在の肯定感を持てるように、どの生徒も集団への所属意識と協働作業を通して生徒に集団の一員としての自覚や自信を育んでいく。

また、生徒自身がストレスを適切に対処できる力を身につけさせるためには、自尊感情を高め、お互いに認め合える人間関係を築かせること、そのための集団作りが大切である。

そして、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動など、指導方法に注意を払うため、研修を行うとともに、日常的に教員間のチームワークを機能させる。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、授業や行事、また懇談会においても、生徒の努力や頑張りを認める声かけをすることが大切である。そのために、生徒一人ひとりをしっかり観察し、声かけや指導のタイミングを見逃さないようにすることが肝要である。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れて実情を訴えたりすることができない場合が多いと考えられる。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しい状況にある生徒がいじめにあっている場合、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえに教職員は何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れたいじめに気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする行動力が求められる。そして、そのためにも生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように、休み時間や昼休み、放課後などの時間も、生徒の様子に目を配らなくてはならない。また、担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、ささいなことでも生徒の情報の共有に努める。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として定期的なアンケートを年に4回行う。時期はいじめについて考える日、1学期の終わり7月頃、2学期の終わり12月頃、3学期の終わり2月頃に行い、実態把握に役立てる。

また、定期的な教育相談としては、従来行っている家庭訪問や、各学期に行う三者面談、学年懇談会などを中心に、より詳細な話ができるようにする。

また、日常的に授業、部活動、保健室利用時などの生徒の様子から何か気になることがあれば、すぐに教職員間で情報交換を行う。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るために、懇談会で生徒の学校での様子を保護者に伝えると同時に、家庭での様子も聞きとる。また、些細なことでも生徒の異変に気づいたら、すぐに互いに連絡を取り合えるような関係づくりを目指す。

- (3) 生徒、保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日ごろからの声かけ等により、適切な人間関係を築いておくことが大切である。
- また、些細な情報でもきちんと対応し、担任だけでなく集団として情報を共有することも大切である。
- (4) 懇談会などで、いつでも気軽に相談してもらえることを伝え、相談体制を広く周知する。また、アンケートや「いじめ対策委員会」を定期的に行うことで、相談体制が適切に機能しているか、定期的に点検する。
- (5) 教育相談等で得られた生徒に関わる相談内容や、その対応の情報は、個人情報観点からも適切な管理が必要である。これらの情報は、生徒、保護者のプライバシーを守りつつ、有効に活用すべきものであり、その後の指導につなげることが重要である

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒個人の尊厳回復が最も重要である。また、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し、指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象では、いじめた側の生徒が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な場合がある。そのため、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い改め、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者らからの支援、そして相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考えられる。

そのように、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて事象の教訓化を行い、教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるようにし、生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際は、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するように考慮する。

(2) 教職員はいじめの問題をはじめ、指導上の問題を一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主事に報告し、いじめ防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡は、家庭訪問などによって、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒を別室指導や家庭謹慎とすることにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添って支えられる体制を作る。その際は、いじめられた生徒が信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。また、状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応する。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認のための聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聞き取りにあたっては、個別で行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導に当たり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやこども相談センターなどの機関の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止するための措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるように指導する。

そのために、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや苦しさについて考えさせ、相手の心への共感できる能力を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」となっていた生徒に対しても、いじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、そうした行為が孤独感、孤立感を強めることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていると考えられるので、全ての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として全体で解決を図っていく。生徒が互いを尊重し、認め合う集団作りを進めるために担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して

学級経営をするとともに、全教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるように努める。

そのため認知されたいじめ事象について、地域や家庭などの背景を理解し、学校における人権教育の課題につなげることによって教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、生徒への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動、行事等を活用し、生徒のエンパワメントを図る。また、その際は、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や文化発表会、校外学習などは、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるように適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として問題の箇所を確認し、印刷、保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒が分かれば聞き取りなどの調査、生徒が被害にあった場合のケアなど、必要な措置をとる。
- (2) 書き込み等への対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応は、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、関係機関と連携して対応する。

第5章 その他

この「学校いじめ基本方針」は「いじめ対策委員会」によって適宜見直しを行い、学校や生徒の実情に合わせ、修正等を加えるものとする。